

徳島県告示第六百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十二条の二第一項の規定により、
次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十二月十九日

徳島県知事 後藤田 正純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般社団法人大學支援機構	徳島市新感町一丁目一四番地	多くの命をつなげる譲渡推進事業に係る寄附金の収納の事務	令和七年十一月三日	令和七年十一月三十一日